

Web リゾートアニバーサリー販売約款

ワタベウェディング株式会社（以下、「当社」といいます）では、ワタベウェディング WEB 販売サイト（以下、「本ウェブサイト」といいます）を経由して、WEB 販売するリゾートアニバーサリープラン（以下、「WEB リゾートアニバーサリープラン」といいます）に係る契約内容につき、次のとおり約款を定めておりますので、予めご了承ください。また、約款の内容・ご利用料金等に関しましては予告なく変更する場合がありますので、併せてご了承ください。

第 1 条 契約内容

- (1) WEB リゾートアニバーサリープランご購入に際しては、お客様がアニバーサリープラン催行に必要な教会（会場）、牧師等、アニバーサリーサービス等（以下、「アニバーサリーサービス」といいます）の提供を受けていただけるよう、お客様は、当社とリゾートアニバーサリープラン手配契約を締結していただくことになります。
- (2) お客様が、当社と締結いただく契約は、基本プラン契約（以下、「基本契約」といいます）と、基本プランに加え、衣裳やアルバム等追加でサービスを行う契約（以下、「オプション契約」といいます）といたします。
- (3) 基本契約およびオプション契約（以下、総称して「本契約」といいます）を締結するにあたり、次に定める各提示書面（以下、総称して「提示書面」といいます）にて、アニバーサリーサービスの内容・条件を補完するものとします。

1. 本ウェブサイト上に掲載している本サービス内容・販売価格・キャンセル条件（以下、「掲載条件」といいます）。

2. お申込み完了後に本ウェブサイト上に作成されるお客様専用ページ（以下、「MyWedding ページ」といいます）にて確認いただける手配最終確認書。

なお、最終確認書は、原則として旅行ご出発日より 7～3 日前に、確定をする工程となりますが、ご宿泊ホテル名・ご利用航空会社名等必要事項をお知らせいただけなかった場合には、プラン催行日当日のスケジュール等を設定することができず、確定処理を行えない場合があります。これらの情報は必須情報の為、判明次第ご連絡ください。

第 2 条 お申込み時のご注意

- (1) お客様もしくはご同行者のうち、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方等で、特別の配慮を必要とされる方は、その旨

をアニバーサリープランのお申込み時もしくは判明した時点でお申し出願います。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに対応します。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況等により、お客様の安全かつ円滑なアニバーサリープランの実施のために、当社が手配いたします介助者／コーディネーターの同行を条件とさせていただくことがあり、この場合の費用はお客様負担となります。また、ご同行をお断りさせていただく場合があります。この判断は、サービスを提供する現地の法令に則り行います。

- (2) お客様もしくはご同行者がアニバーサリープランの最中に疾患、障害その他の理由によりプラン催行が不可能となった場合、当社の判断により、必要な処置をとらせていただきます。この場合、アニバーサリープランの再実施はできません。
- (3) 予め設定された指定のお時間までに、お客様が到着されない場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- (4) プラン実行当日の、お客様のアニバーサリープランの拘束時間は、原則としてホテル出発時から実行後ホテル帰着時までとします。この時間の行動は、当社の社員の指示に従っていただきます。お客様の都合による別行動（ご自身で手配した車、ご参列者の借りたレンタカー等で会場に向かう等）は原則としてできません。
- (5) お客様もしくはご同行者が他のお客様にご迷惑を及ぼし、又はプランの円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご同行をお断りする場合があります。
- (6) お客様もしくはご同行者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明した場合は、ご同行をお断りさせていただきます。
- (7) お客様が当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるときは、お申込みをお断りさせていただきます。
- (8) 本契約のお申込みは、本名でのお申込みのみとさせていただきます。本名以外でのご予約は一切引き受けできません。なお、仮称等で予約が完了した場合、お客様にはその名称でサービスを受けていただくこととなりますので、予めご了承願います。また、リゾートアニバーサリープラン手配完了後は、氏名の変更もしくはお客様の

交替は受け付けられません。氏名の変更又はお客様の交替が必要な場合、すでに完了している予約はキャンセル扱いになり、第5条の規定に基づくキャンセル料が発生します。

- (9) 本サービスを実施する当該海外地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」よりレベル高の危険情報が出された場合や官公署からその他危険情報が出された場合は、当社は原則として本サービスの提供を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合（当社での本サービスが提供可能な場合）において、お客様がお客様のご都合・ご判断で本サービスを取消しされるときは、お客様事由のキャンセルとみなし、掲載条件に基づくキャンセル料が必要となります。
- (10) 本サービスを実施する当該国内外地域について、気象庁及びアニバーサリープラン催行地域の当該当局から台風等の災害に関する危険情報が出された場合は、当社は原則として本サービスの提供を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合（当社での本サービスが提供可能な場合）において、お客様がお客様のご都合・ご判断で本サービスを取消しされるときは、お客様事由のキャンセルとみなし、掲載条件に基づくキャンセル料が必要となります。
- (11) 本契約のお申込みに際しては、お申込みされるご夫婦ご両人様において、原則として民法に定める婚姻の手續（入籍）が済んでいることが必要です。
- (12) 前各号の他に、当社がリゾートアニバーサリープランを催行するにあたって支障があると判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

第3条 本契約の成立

- (1) ご希望の基本プランが、ご予約可能な状態の場合、本契約は、本ウェブサイト上のお申込み内容の確認画面にある「確定する」ボタンを押し、「Order Complete」が表示された時点で成立いたします。
- (2) ご予約を承れるか否か本サービス催行地に確認を要する場合、本契約は、お引き受け可能になった後に、My Wedding ページ上に表示される「お支払いへ」ボタンを押し、「お支払いのご確認」が表示され「支払う」ボタンを押した時点で成立いたします。

第4条 本契約の変更・追加

- (1) 成立した本契約への変更は承っておりません。契約の内容（日時・教会等）の変更をご希望の場合には、一旦本契約を解約頂き、新たにお申し込みの手続きをお願い致します。その際、掲載条件記載の所定のキャンセル料が発生することがあります。
- (2) オプションの追加をご希望の場合は、追加するオプションにつき新たなオプション契約を締結することによりオプションの追加を行うことができます。

第5条 本契約の解除

- (1) お客様は掲載条件に記載された変更・キャンセル規定に基づく変更料もしくはキャンセル料を支払うことによって、基本契約解除をすることが出来ます。
- (2) 契約解除のお申し出は、My Wedding ページよりお受けいたします。
- (3) 基本契約を契約解除する場合は、オプション契約（第4条（2）の場合も含む）もあわせて契約解除となります
- (4) オプション契約のみを契約解除する場合は、基本契約は契約解除とはなりません。
- (5) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本契約又は 提示書面の規定に違反した場合もしくは、違反していることが明らかになった場合は、当社は何らの通知催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。この場合に、お客様が損害を被ったときは、当社は一切の賠償の責を負いかねます。また、当社が損害を被ったときは、当社はお客様に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第6条 変更補償金

当社は、当社の責において、次表に掲げる契約内容に重要な変更が生じた場合は、次の表に記載する変更補償金を損害賠償金としてプラン実行日翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。

当社が変更補償金を支払う事項	変更補償金	
アニバーサリープラン予約確定確認後の実行日又は会場の変更の場合	アニバーサリープラン実行日前日から起算してさかのぼって30日目以前の場合、アニバーサリープラン代金の50%相当額	アニバーサリープラン実行日前日から起算してさかのぼって29日にあたる日以降当日までの場合、アニバーサリープラン代金の100%相当額
上記以外のアニバーサリーサービスの一部の変更又は不履行	変更又は、不履行になったアニバーサリーサービス代金相当額を限度としてお支払いいたします。	

第7条 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社が手配を代行させた者（以下、「手配代行者」といいます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害額を限度として賠償いたします。ただし、損害発生日の翌日から起算して 90 日以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 前項により、手荷物について生じた損害につきましては、損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は（当社に、故意又は重過失がある場合を除き）お一人あたり最高 15 万円までといたします。

第8条 お客様の責任

- (1) お客様（お客様が直接ご依頼された事業者、来場者を含む）の故意又は過失により、施設（教会・会場等）の設備・什器備品等を毀損、汚損、滅失させたときは、損害額を限度として賠償していただきます。
- (2) 海外旅行に必要な旅券（パスポート）、渡航ビザ等の手配はお客様の責任になります。当社はパスポート・渡航ビザ等の手配不備による責任を負いません。また、お客様ご自身の手配による旅行サービスの手配変更もしくは旅行中止等の理由のためプランスケジュールの変更が必要になった場合、プラン実行は保証されず、変更に関わる費用はキャンセル料も含め、お客様負担となります。

第9条 免責

次に例示するような事由により、契約解除もしくはお客様が損害を被られた場合におきましては、当社はその責任を負わず、第6条に定める変更補償金も含め、いかなる補償金のお支払いもいたしません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じるプラン実行日程の変更もしくはアニバーサ

リープランの中止

- ② 会場の都合によるサービス提供中止又はこれらのために生じるプラン実行日程の変更又はプランの中止
- ③ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる日程の変更、アニバーサリープランの中止
- ④ 食中毒
- ⑤ 盗難
- ⑥ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮のため、プラン実行日程変更もしくは取消す場合
- ⑦ その他、当社の関与しえない事由が発生した場合

第 10 条 個人情報の取扱い

お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法及び当社プライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

第 11 条 その他

- (1) 本契約に関する申込時間・契約解除の受付時間等は、全て日本時間を適用するものとします。
- (2) 提示書面に記載していない別項目の商品もしくはサービスをご希望される場合、ご希望いただきました商品・サービス内容に基づいた料金をご案内させていただく場合があります。この場合、直接現地店舗にてご清算いただく場合があります。
- (3) 本約款及び提示書面に記載のない事項その他の疑義が発生した場合には、お客様と当社で協議のうえ解決するものとします。
- (4) 本契約に関する紛争の裁判は、日本国の京都地方裁判所を専属的合意管轄といたします。
- (5) 本契約は日本法に準拠し、解釈されるものとします。
- (6) 本契約は日本語によって締結されます。英語版は参考用のためだけのものであり、両者に解釈上の食い違いが生じた場合は日本語版が優先するものとします。